

令和7年度

三浦市勤労市民センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託設計書

市民部 市民協働課

三浦市勤労市民センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託設計書

課長	G L	照査	検算	設計

設計金額				
予算科目	款2	項1	目10	節12
委託課名	市民部 市民協働課		場所	三浦市天神町4番19号
業務概要	本委託業務は、三浦市勤労市民センター内にある不要物品(産業廃棄物)を収集・運搬し、処分を行う業務委託である。 業務内容、産業廃棄物の種類等は、別紙仕様書のとおり。			
摘要				

内訳書

業務名稱
設計金額

三浦市勤労市民センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託 円

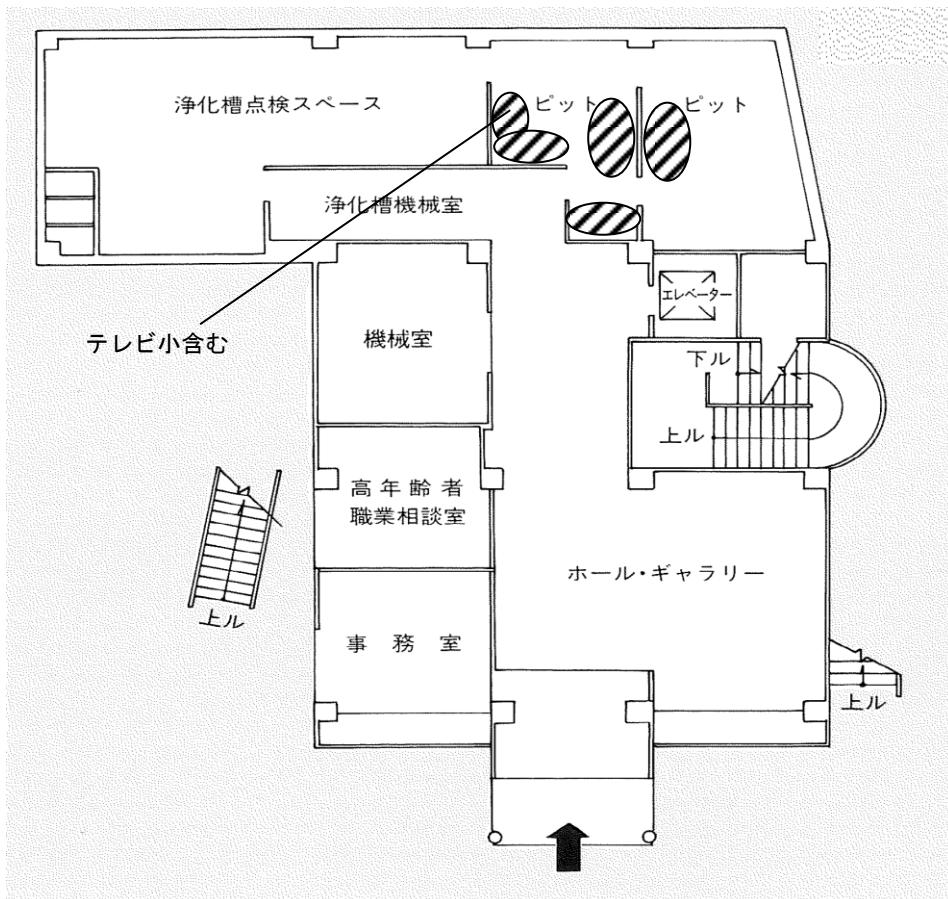
業務委託仕様書

- 1 業務名称 三浦市勤労市民センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託
- 2 業務場所 三浦市天神町4番19号 三浦市勤労市民センター
- 3 履行期限 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで
ただし、本業務の不用物品(産業廃棄物)に対する収集運搬については、令和8年1月30日(金)までに行い完了させること。
- 4 排出事業者 (1) 所在地:三浦市城山町1-1
(2) 名称:三浦市長 出口嘉一
- 5 業務内容 本業務は、三浦市勤労市民センター内にある不要物品〔産業廃棄物(廃プラスチック類混合、金属くず等)〕を収集し、安全かつ適正に産業廃棄物処理施設まで運搬し処分することを本件業務とする。また、収集運搬に必要な機材等については、受注者において準備すること。
- 6 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類混合、金属くず、テレビ(大1台、小1台)、洗濯機1台
- 7 提出書類 受注者は産業廃棄物を処理施設に搬入した後、遅滞なくマニフェストB2票を、処分を完了した後はマニフェストD、E票をそれぞれ提出するものとする。また当該業務の履行が完了したときは、業務完成届を作成し、発注者に提出すること。
- 8 支払方法 発注者は当該業務の履行が完了したときは、これを検査し、合格と認める場合は、受注者の請求に基づき、委託料を一括で支払うものとする。
- 9 留意事項 業務の実施に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令を遵守しなければならない。
- 10 その他 (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬、処分できることを示すものとして、契約締結の際に許可書の写しを提出すること。なお、

受注者は、許可事項に変更があった場合は速やかにその旨を発注者に書面を持って通知するとともに、変更後の許可書の写しを発注者に提出すること。

- (2) 受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物の最終処分を行う事業場の名称、所在地、処分方法及び施設の処理能力について、契約書に明記しなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項について、定める必要が生じたとき又は仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

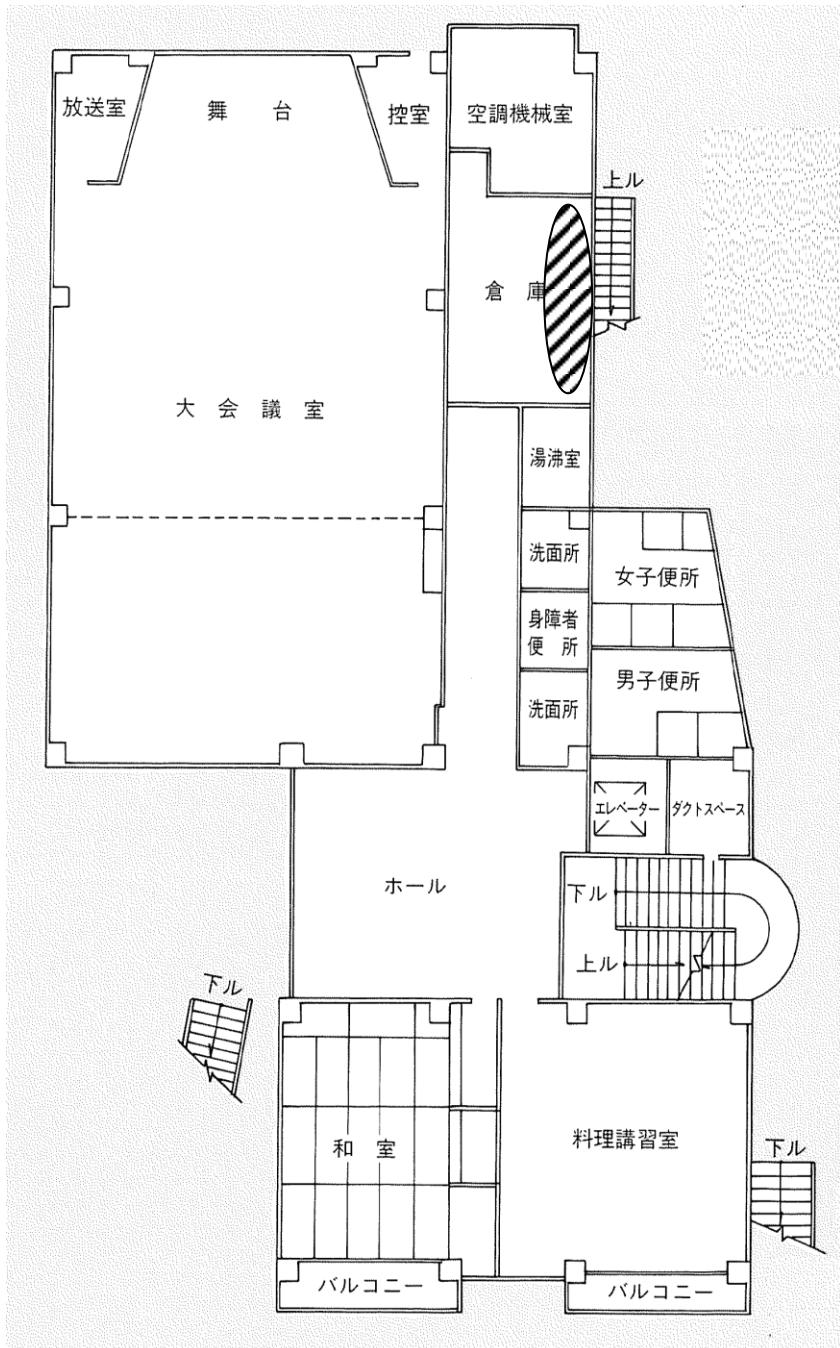
【三浦市勤労市民センター 1 階】



【凡例】(//) : 建物内撤去物 (産業廃棄物) を示す。

フロア	部屋	産業廃棄物種類
1 階	ピット	廃プラスチック類混合、金属くず、テレビ小 1 台

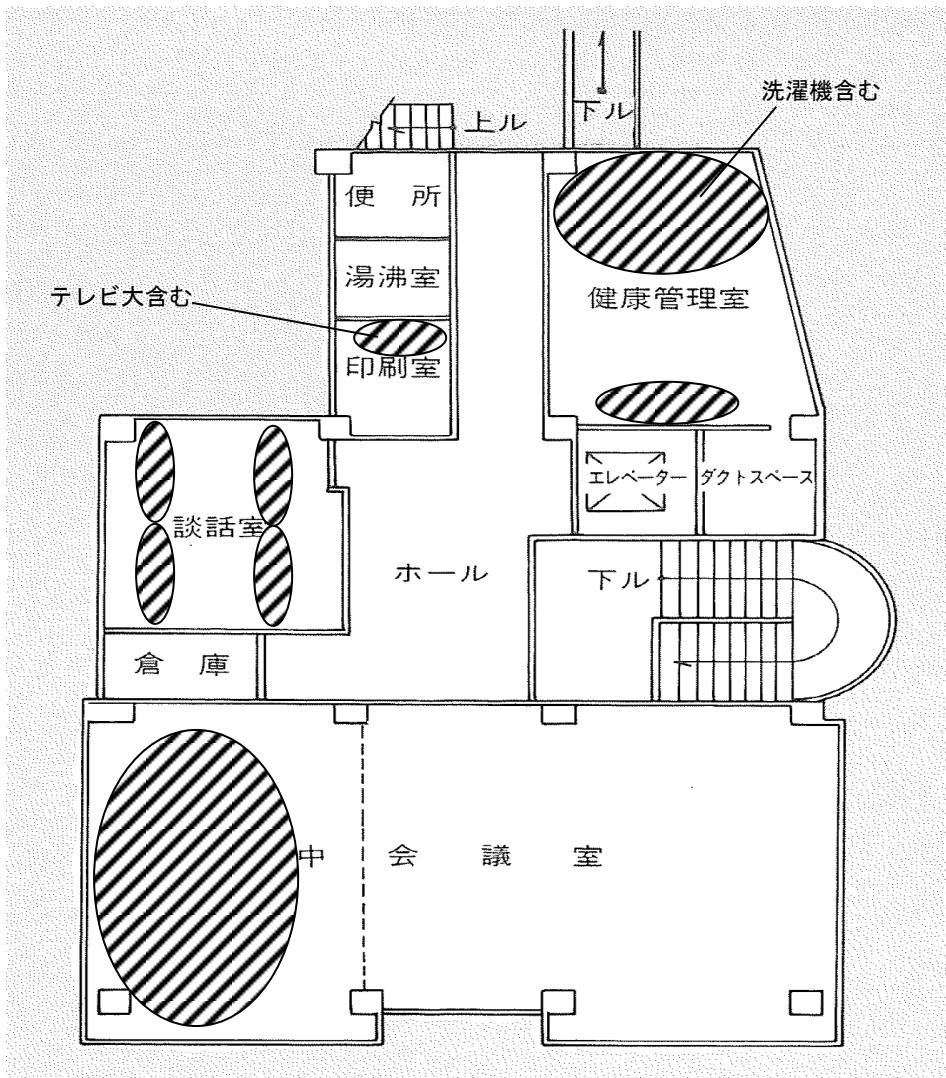
【三浦市勤労市民センター 2階】



【凡例】 : 建物内撤去物 (産業廃棄物) を示す。

フロア	部屋	産業廃棄物種類
2階	大會議室脇倉庫	廃プラスチック類混合、金属くず

【三浦市勤労市民センター 3 階】



【凡例】() : 建物内撤去物 (産業廃棄物) を示す。

フロア	部屋	産業廃棄物種類
3階	健康管理室	廃プラスチック類混合、金属くず、洗濯機 1 台
3階	印刷室	廃プラスチック類混合、金属くず、テレビ大 1 台
3階	談話室	廃プラスチック類混合、金属くず
3階	中会議室	廃プラスチック類混合、金属くず (処理困難物 (OA チェア) 18 台)